

高年齢労働者の労働災害防止を図りましょう

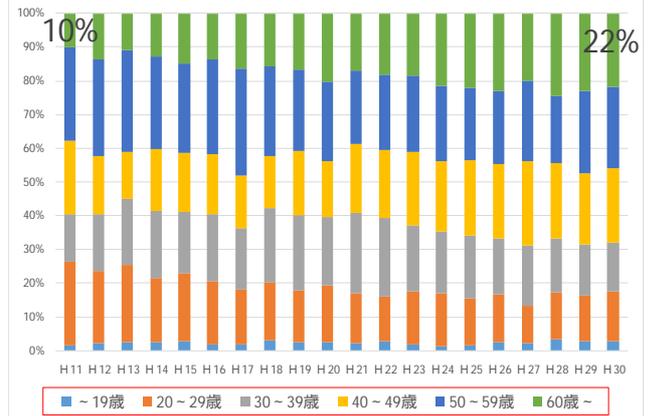
～「高年齢労働者労働災害防止シンポジウム」を開催します～

人手不足によるシニア採用、定年後の再雇用制度の普及等の影響から、全国的に高年齢労働者の就業が拡大しています。その一方で、高年齢労働者の労働災害も増加しています。右のグラフを見ていただきますと、20年前となる平成11年の岡山労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は10%でしたが、平成30年には22%となり、**10ポイント以上も上昇**していることが分かります。

今後、働く意欲をお持ちの高年齢者の就業促進を図っていくためには、高年齢労働者の身体能力などを踏まえた労働災害防止活動を推進し、誰もが安心・安全な職場を築く必要があります。

こうしたことから、岡山労働局及び県内各労働基準監督署は下記のシンポジウムを開催することとなりました。医師や厚生労働省の「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」の構成員などによる講演等を予定しています。事業主、安全・労務担当者等の方など多くのご参加をお待ちしています。

岡山労働基準監督署 労働災害発生状況（年齢割合別）



「高年齢労働者労働災害防止シンポジウム」

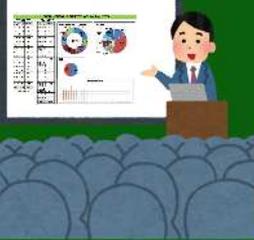
日時：令和2年1月30日（木）13:30～16:00

場所：おかやまふれあいセンター 大ホール
岡山県岡山市中区桑野 715-2

参加料：無料

定員：300名

主催：岡山労働局、各労働基準監督署



ご参加いただくには事前申し込みが必要となります。申し込み用紙並のダウンロードのシンポジウム詳細についてはQRコードを岡山労働局HPをご覧ください。



「時間外労働等改善助成金」

申請の締め切り(令和2年1月8日)が間近です

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が導入されますが、この「時間外労働等改善助成金」は、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆様を支援するものです。

対象となる事業主は、平成29年度又は平成30年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいることです。締め切り期日までに交付申請書を岡山労働局に提出し、支給対象となる取組（労働者に対する研修や労働能率の増進に資する設備・機器等の導入等8項目から1つ以上を選択）を実施し、「成果目標」を達成した場合に、要した経費の一部（最高で200万円）の支給を受けることができます。

【助成金の問い合わせ先】
岡山労働局 雇用環境・均等室
TEL 086-224-7639

年末年始の忙しい時こそ 労働災害防止の意識を！

年末年始は業務の繁忙の差が大きく仕事の流れが普段と異なる上、気象条件なども加わって労働災害が多発する傾向にあります。こうしたことから、年末年始における労働災害防止の強化を厚生労働省及び各労働災害防止団体（中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会・港湾貨物運送事業労働災害防止協会等）が呼びかけています。

昨シーズンは、寒冷に伴う凍結による転倒災害や、大掃除中に脚立の上から墜落するといった災害が目立ちました。また、業種別では業務量が著しく増える道路貨物運送業、通信業、商業、飲食業などにおいて災害の増加が目立ちました。

令和となって最初の年末年始です。無事故、無災害となるよう気持ちをしっかりと切り替え、家族みんなが笑顔あふれる明るい新年を迎えましょう。



労働条件・賃金・労働時間等の問い合わせは
労働者の安全と健康確保の問い合わせは
労災保険・労働保険等の問い合わせは
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面（086-225-0591）
安全衛生課（086-225-0592）
労災課（086-225-0593）
総合労働相談コーナー（086-283-4540）



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

岡山・玉野・西大寺地域版 第2回働き方改革推進会議を開催しました

令和元年11月26日に「岡山・玉野・西大寺地域版 第2回働き方改革推進会議」をハローワーク岡山・玉野・西大寺と合同で開催しました。

働き方改革関連法は今年4月より順次施行されていますが、令和2年4月1日には特定業種・業務を除き、中小企業において時間外労働の上限規制が施行されます。当会議では、管内の商工会議所、商工会など各事業者団体等における傘下の中小企業への周知などの取組がしっかりと行われているか相互に確認するとともに、働き方改革を進めるに当たっての中小企業から寄せられている要望などについて情報共有しました。今後、中小企業へのしわ寄せ防止なども含め、働き方改革を進めていくことが申し合わされました。



ベストプラクティス企業(株式会社荒木組)を紹介します



11月は「過労死等防止啓発月間」です。期間中の取組の一つに、働き方改革に熱心に取り組んでおられる企業に労働局長が訪問する「ベストプラクティス企業訪問」があります。本年は11月11日、谷中岡山労働局長及び岡田監督署長が建設業 株式会社荒木組へ訪問させていただきました。同社は様々な工夫により時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得率アップなどの職場改革を実践しておられ、その模様は岡山労働局のホームページなどでも事例紹介させていただきます。



労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同時期比較(死亡11/25速報値、休業10/31速報値)

業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	165	2	158	2	7
金属製品	0	35	0	29	0	6
機械器具	0	18	1	26	1	8
化学工業	0	19	0	21	0	2
食料品	0	54	0	42	0	12
その他	0	39	1	40	1	1
建設業	0	65	2	69	2	4
運輸交通業	0	115	0	141	0	26
旅客	0	17	0	16	0	1
道路貨物	0	98	0	125	0	27
第三次産業	2	284	2	311	0	27
商業	1	83	0	88	1	5
保健衛生	0	67	0	76	0	9
接客娯楽	0	44	0	50	0	6
その他	1	90	2	97	1	7
その他の業種	0	22	0	16	0	6
全産業	2	651	6	695	4	44

「休業」は休業4日以上の災害

必ずチェック 最低賃金

使用者も、労働者も。

岡山県最低賃金

833円 (令和元年10月2日～)

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

社長さん、「ワシは知らんで！」はダメですよ！

労働者の皆さん、「よわからんなあ。」は損しているかも？



来年は明るいニュースで満ち溢れますように

平成から令和となった本年も残り1ヵ月となりました。

今年は岡山のプロゴルファー・洪野日向子さんの全英女子オープン優勝に歓喜し、ラグビーワールドカップの日本代表選手の奮闘に盛り上がるなど明るい話題が多くありました。その一方、九州や東日本において台風や豪雨による災害が立て続けに発生し、沖縄の首里城が火災で全焼してしまうなど、悲しいニュースも多かったと思います。

来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されますし、今年より悲しいニュースが減り、明るいニュースに満ち溢れるような一年になればと願います。

さて、年末年始は労働災害が増加する傾向にあります。企業を支えるさまざまな立場の皆さん、社長も、正社員も、契約社員も、パートも、アルバイトも、派遣社員も、外国人実習生も、みんなみんな「ONE TEAM(ワンチーム)」で無災害を達成しましょう！！

岡山労働基準監督署 第二方面主任監督官 笠原 聖司

